第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 （法人にあっては名称）	広島市水道局
住所	広島市中区基町９番３２号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	上水道業 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 3611 ）
事業の概要	広島市と安芸郡府中町及び坂町並びに山県郡安芸太田町の一部を含む121万人に水道水を供給している。

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

水道事業管理者を委員長として部長級で構成する環境委員会、その下部組織であるエネルギー管理委員会をそれぞれ設置し、水道局全体で環境にやさしい水道を推進する体制を構築している。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	38,238　t-CO_2	35,011　t-CO_2	8.4　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		35,011　t-CO_2	8.4　%
目標設定の考え方	令和６年度の給水量実績等を踏まえ目標を設定した。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和 6　年度	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

・令和７年度から令和９年度にポンプ所等施設の電動機設備を更新する。
・令和７年度から令和９年度に浄水場等施設の空調設備を更新する。
・令和７年度に牛田浄水場の照明器具を更新する。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし。

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

「広島市水道ビジョン」（平成30年2月改定）において、「環境負荷の低減」を主要事業として位置付け、省エネルギーや資源リサイクルを推進するとともに、取組状況を分かりやすく情報提供することとしている。

５　その他の取組

・「太田川源流の森」を整備するとともに、水源かん養の重要性について啓発活動を実施する。
・流域自治体との連携を図りながら水源かん養機能の保全に努める。
・水道工事で発生する建設副産物や浄水場で発生する汚泥の再資源化を推進する。
・広島市環境マネジメントシステムに基づき、グリーン購入などの取組を推進する。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	八木取水場
事業所の所在地	広島市安佐南区八木五丁目２５番１号
事業所の業種	上水道業
事業の概要	太田川の表流水等を取水し、緑井浄水場に送水する無人の施設である。

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	6,325　$t\text{-}CO_2$	6,021　$t\text{-}CO_2$	4.8　%
温室効果ガス みなし排出量		6,021　$t\text{-}CO_2$	4.8　%
目標設定の考え方	令和６年度の給水量実績等を踏まえ目標を設定した。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

特になし。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし。

２　その他の取組

電力使用量を削減するため、取水ポンプの効率的な運転を引き続き実施する。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	高陽取水場
事業所の所在地	広島市安佐北区落合二丁目４５番４８号
事業所の業種	上水道業
事業の概要	太田川の表流水等を取水し、高陽浄水場及び瀬野川浄水場に送水する施設である。

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	14,643　$t\text{-}CO_2$	12,344　$t\text{-}CO_2$	15.7　%
温室効果ガス みなし排出量		12,344　$t\text{-}CO_2$	15.7　%
目標設定の考え方	令和６年度の給水量実績等を踏まえ目標を設定した。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

特になし。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし。

２　その他の取組

電力使用量を削減するため、取水ポンプの効率的な運転を引き続き実施する。